

計画届免除認定制度評価申込書

受付番号	
受付日	年 月 日
担当者	

中央労働災害防止協会

安全衛生マネジメントシステム審査センター所長 殿

事業場名	_____
事業者 役職・氏名	_____

労働安全衛生法第88条第1項ただし書きに基づく計画届免除認定制度に係る評価を以下のとおり申し込みいたします。なお、裏面の記載事項に同意します。

申込日	年 月 日		
事業場名			
所在地	〒 _____		
最寄り駅	線	駅から約 km	で約 分
担当部課		担当者職氏名	
TEL	()	FAX	()
e-mail		所轄の労働基準 監督署の名称	
OSHMS認証の履歴	初回の認証日 年 月 日 (認証番号又は登録番号:) 直近の認証更新日 年 月 日		
OSHMS 認証 の申込み状況	(次の OSHMS 認証に係る申込みと併せて申し込む場合は、○を付けてください) 初回認証 ・ 認証の更新 ・ 認証範囲の変更 (事業場の全部に拡大)		
計画届免除認定の履歴	初回の認定日 年 月 日 直近の認定更新日 年 月 日		
評価結果書等の納期	(希望する納期) 年 月 日		
監査者の予定	(監査を依頼する予定の 法人又は個人の名称)		

※太枠内のみご記入ください。

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、本業務の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。

(裏面)

計画届免除認定制度に係る評価にかかわる当協会の責任等について

- 1 本申込書に基づき当協会が行う評価の業務に関しては、法人としての当協会が貴事業場に対し契約当事者として責任を負うものであり、この業務に従事する職員個人が貴事業場に対し直接、責任を負うものではないこと。
- 2 当協会が納入した評価結果書及び評価結果の概要を貴事業場が利用した結果（労働基準監督署長による認定の成否）については、当協会はいかなる責任も負うものではないこと。ただし、評価結果書等の記載内容に当協会の責に帰すべき事由による明らかな不備又は誤り（以下「不備等」という。）があったことによって不認定となった場合又は認定の取消しを受けた場合であって、貴事業場に当該不備等と相当因果関係のある損害が発生したときは、受領済みの評価料の額を限度として当協会が損害賠償の責任を負うものとする。
- 3 当協会の責に帰すべき事由により評価結果書等を所定の期日までに納入できなかった場合には、当協会の費用負担により可及的速やかに納入するよう努めるほか、納入が遅延したことにより貴事業場に当該遅延と相当因果関係のある損害が発生したときは、受領済みの評価料の額を限度として当協会が損害賠償の責任を負うものとする。
- 4 当協会が納入した評価結果書等の記載内容に明らかな不備等があったため、当協会が行った評価についての監査を行う者（以下「監査者」という。）から修正を求められた場合又は労働基準監督署に受理されなかった場合においては、その不備等が当協会のみのものであり、当協会の責に帰すべき事由によるものであるときに限り、当協会は貴事業場からの求めに応じて、原則として1回に限り当該不備等のあった箇所の修正又は書面の書き直しを自らの費用負担により行うものとする。
- 5 当協会は、監査者からの求めに応じ、評価の実施に当たり使用した貴事業場に関する資料及び情報（OSHMS認証に係る評価の際に入手又は作成したものを含む。）をその者に開示する可能性があること。

以上